

# 学校いじめ防止基本方針

豊中市立桜井谷小学校  
令和8年(2026年)4月改訂

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にしていけることが大事である。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むことからはじめていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友だちや教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作り、学校づくりをおこなっていくことである。本校では、「子どもが輝き 進んで学び とともに生きる みんなの学校」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、今後も PDCA サイクルに基づく取り組みを継続していく。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、SNS を使って誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 スマイルミーティング (いじめ・不登校対策委員会)

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生活指導担当者、養護教諭、特別支援コーディネーター  
 スクールソーシャルワーカー担当者、該当学年団

※必要に応じてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等

(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方策定

イ いじめの未然防止

ウ いじめの対応

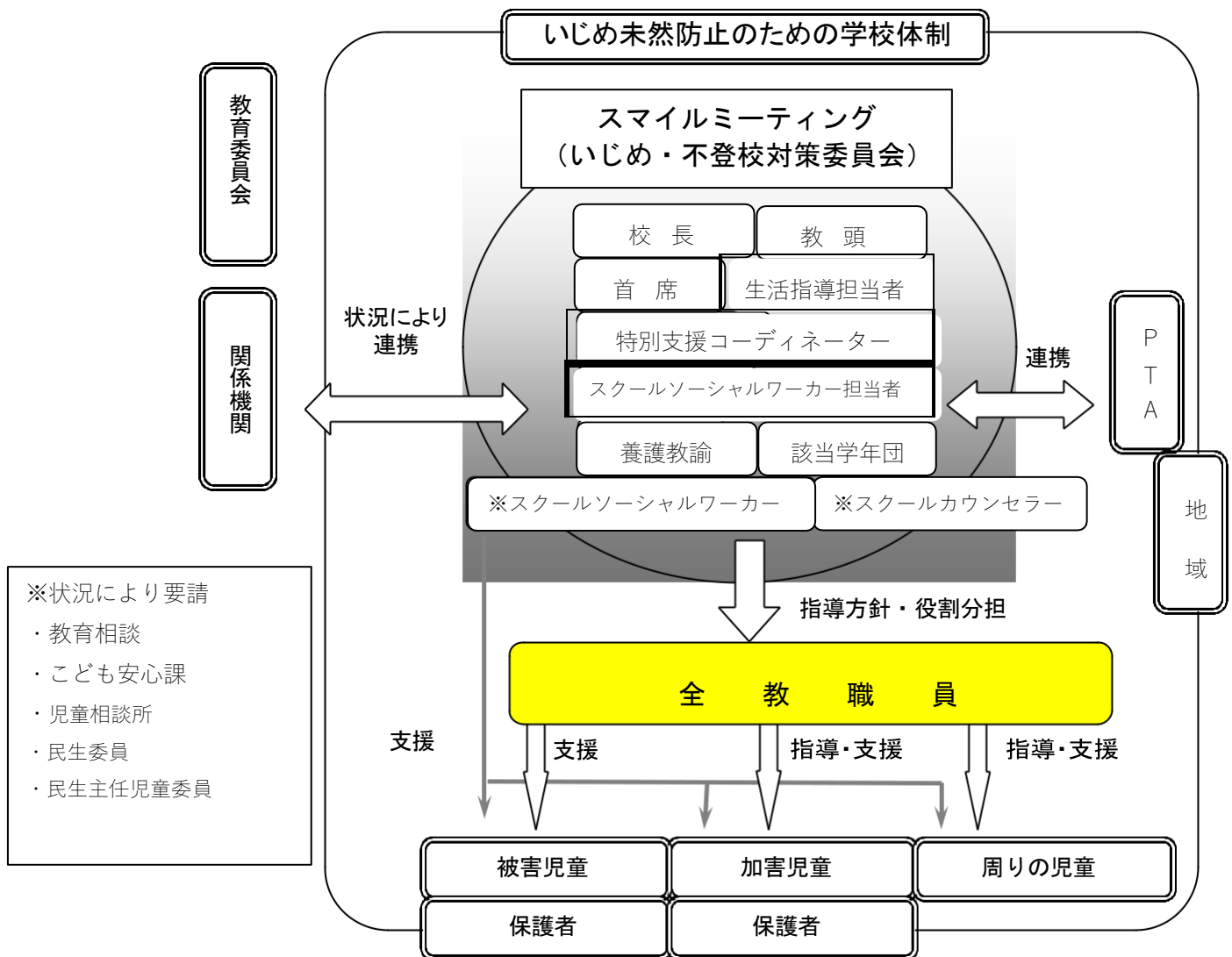
エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画進捗のチェック、各取組の有効性の検証

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

いじめ未然防止のための学校体制



4 年間計画（いじめ防止等に関する年間計画）

	学校行事・地域行事	児童会	調 査	研 修	いじめ防止等
4 月	入学式・始業式 学級開き 懇談	1年生を迎える会 児童朝会 あいさつ運動		学校経営方針 校内研修	生活指導部会 スマイルミーティング スマイル全体会 学年会
5 月	春の遠足・校外学習 参観	児童朝会 あいさつ運動 委員会活動	こども元気調査		生活指導部会 スマイルミーティング スマイル全体会 学年会
6 月	林間学舎 行ってきます集会修 学旅行 ただいま集会 個人懇談	児童朝会 あいさつ運動 委員会活動 募金活動		校内授業研究会	生活指導部会 スマイルミーティング スマイル全体会 学年会
7 月	個人懇談 終業式	児童朝会 あいさつ運動 委員会活動		校内研修	生活指導部会 スマイルミーティング スマイル全体会 学年会
8 月	始業式 学級開き			校 内 研 修（二 中 校 区 三 校 合 同 研 修） 大人教夏季研	生活指導部会 スマイルミーティング スマイル全体会 学年会
9 月	敬老の集い	児童朝会 あいさつ運動 委員会活動		校内授業研究会	生活指導部会 スマイルミーティング スマイル全体会 学年会
10 月	運動会 地区体育祭	児童朝会 あいさつ運動 委員会活動			生活指導部会 スマイルミーティング スマイル全体会 学年会
11 月	秋の遠足・校外学習個 人懇談 地区文化祭	児童朝会 あいさつ運動 委員会活動	こども元気調査	校区人権研修	生活指導部会 スマイルミーティング スマイル全体会 学年会
12 月	小中交流会（体験授業） 個人懇談 終業式	児童朝会 あいさつ運動 委員会活動			生活指導部会 スマイルミーティング スマイル全体会 学年会
1 月	始業式 学級開き	児童朝会 あいさつ運動 委員会活動		子ども理解全体研 究会 校内授業研究会	生活指導部会 スマイルミーティング スマイル全体会 学年会
2 月	参観・懇談 新1年生学校体験	児童朝会 あいさつ運動 委員会活動	こども元気調査	校内研究全体会 （総括）	生活指導部会 スマイルミーティング スマイル全体会 学年会
3 月	卒業式・修了式	児童朝会 6年生を送る会 あいさつ運動 委員会活動			生活指導部会 スマイルミーティング スマイル全体会 学年会

## 5 取組状況の把握と検証（PDCA）

スマイルミーティング（いじめ不登校対策委員会）を月1回もち、スクリーニングシートをもとに子どもの状況把握に努める。また、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか検証する。必要に応じてケース会議を招集する。スマイルミーティングを基にして、スマイル全体会では教職員全体に必要な情報共有をする。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

### 2 いじめの防止のための措置

#### (1) いじめについての共通理解

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。「いじめは人間として絶対にゆるされない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

#### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。指導にあたっては、発達の段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取り組みを行う。

#### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスがかかっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めていくこと。また、学級や学年等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくこと。なお、教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や周りでみていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。児童一人一人を中心にすえた居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校作りを進めていく。

#### (4) 自己有用感や自己肯定感を育む

児童が学校で過ごす時間の中で一番長い授業時間における取り組みである。すべての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることができる機会を提供し自己有用感が高められるよう努める。

#### (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、いじめの防止をうったえるような取組を推進する。ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したりみんなで言ったりすることは、深刻な精神的危害につながることを学ぶ機会をつくる。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われていたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日ごろから児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナ高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組み、普段より児童がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るために、個人面談や家庭訪問の機会を有効に使う。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を保護者に、学校便り等を通じて、周知する。
- (4) スマイルミーティングにおいて、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについては、スマイルミーティングで、共有するとともに、必要に応じて関係機関へ相談する。

## 第4章 いじめに対する措置

### 1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や生活指導担当者等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（スマイルミーティング）で情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、必要に応じて家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、スマイルミーティングが中心となって対応する。状況に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

### 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

- (4) その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。  
「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等とも連携する。運動会や宿泊行事、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、スマイルミーティングにおいて対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

## 第5章 その他の留意事項

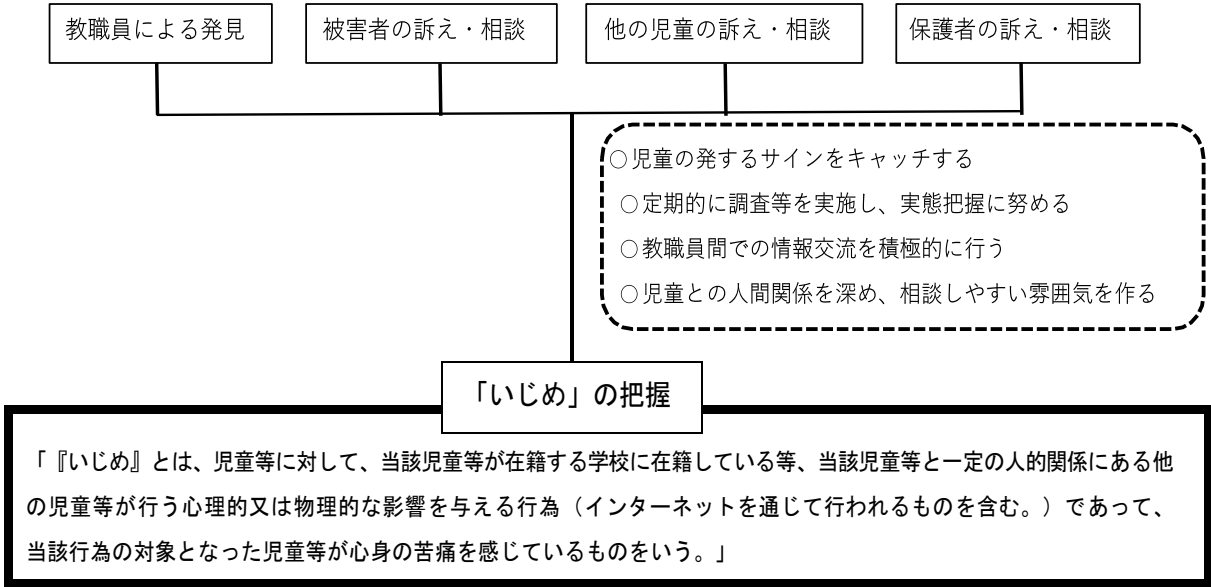
小学校生活では、担任との関わりが密接で、低学年においては、登校から下校まで常に学級担任と接している。そこで、担任には学級集団における、人間関係を十分把握するとともに、いつでもどんな時でも、担任に相談できる関係を築く必要がある。また、日記、連絡帳などに目を配らせ一人ひとりの現状と課題を把握する必要がある。

また、担任一人の目だけでなく、学年会等を通して、他の職員からも情報を得ながら、児童の課題を把握する必要がある。

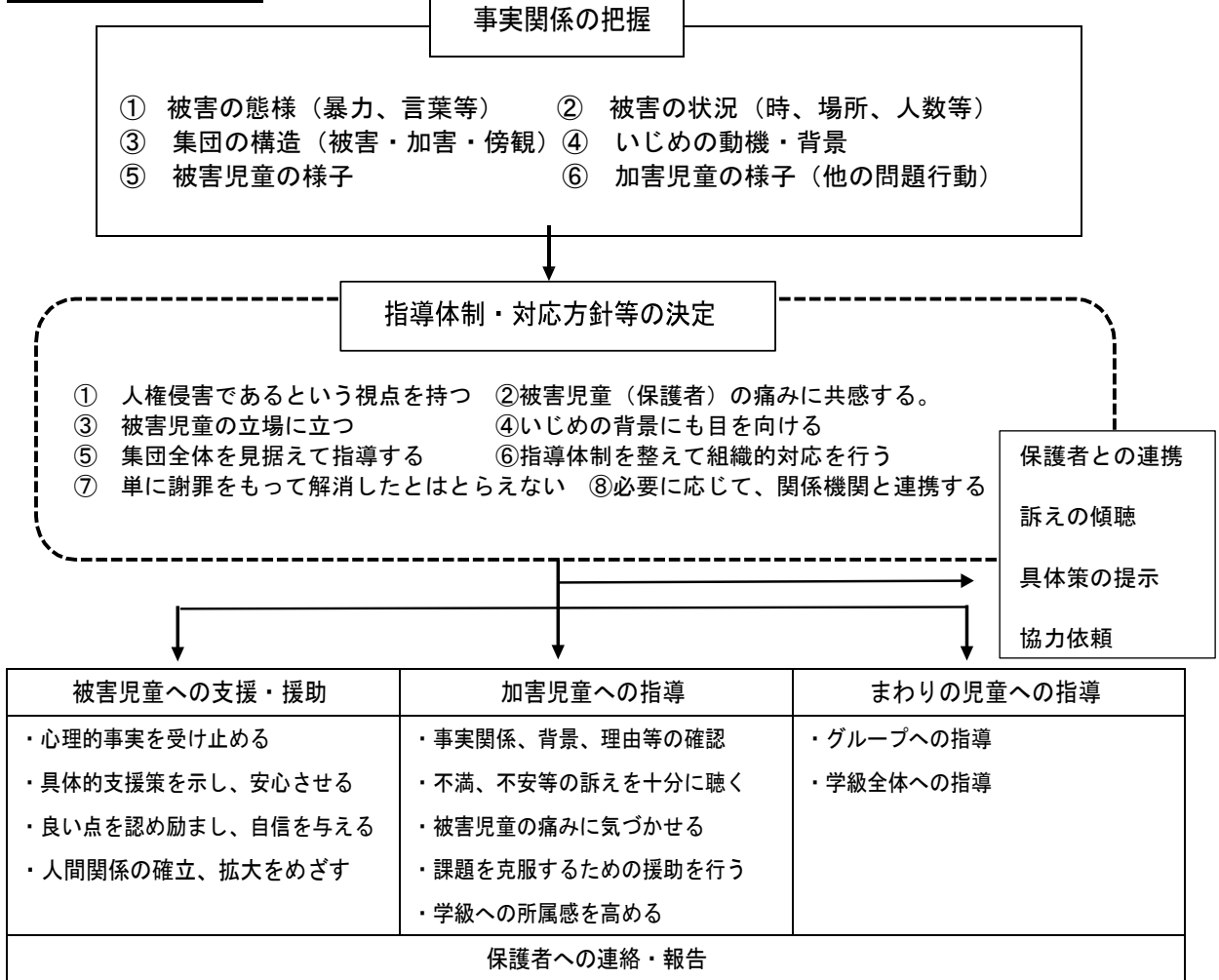
学校全体で、児童を把握するため、事務職員、用務員、警備員、給食パート、放課後子どもクラブ指導員等、学校内にいる全ての職員等から情報を得る必要がある。そのためにも、気軽に情報提供ができる開かれた職員室の雰囲気を作る必要がある。

7 いじめ対応フローチャート

早期発見



緊急対応（組織的対応）



中長期的対応

